

## 鳥取市まちなか空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか空き家利活用団体支援事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中心市街地」とは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条の規定に基づき認定され、現に計画期間内にある鳥取市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、中心市街地の空き家・空き店舗対策、地域のにぎわい及び景観の保全により地域を活性化させる観点から、空き家の転貸(サブリース)及び維持管理等の事業化に向け取り組む団体を支援することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 別表第1項に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、第2項に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第3項に掲げる経費とする。

2 別表第3項第2号の改修工事は、補助事業者が自ら施工する場合を除き、鳥取市内に本店、営業所等を有する事業者には施工させなければならない。

3 補助事業は、本補助金の交付決定後に着手し、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表第4項に掲げる率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)と別表第5項に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助事業を実施する30日前までに規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 別表第3項第1号に掲げる補助事業(以下「清掃・維持管理事業」という。)の場合は、次の書類を添付すること。

ア 事業収支計画書(様式第2号)

イ 箇所別計画書（清掃・維持管理等）（様式第3号）

ウ 対象となる空き家の写真等、建物の現状がわかるもの

(3) 別表第3項第2号に掲げる補助事業（以下「サブリース事業」という。）の場合は、次の書類を添付すること。

ア 事業収支計画書（様式第2号）

イ 箇所別計画書（サブリース）（様式第4号）

ウ 補助対象経費が確認できる見積書の写し等

エ 対象建築物の写真

オ 空き家を所有又は賃借していることが確認できる登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 申請者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第4項に掲げる率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して本補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 本補助金を交付することができないと認めたとときの規則第7条第3項の通知は、鳥取市まちなか空き家利活用団体支援事業補助金交付却下通知書（様式第5号）によるものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助事業等の変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告等）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第1号）

(2) 清掃・維持管理事業の場合は、次の書類を添付すること。

ア 事業収支決算書（様式第2号）

イ 箇所別報告書（清掃・維持管理等）（様式第3号）

ウ 支払いが確認できる領収書の写し等

エ 事業実績が確認できる写真（清掃や管理の様子）等

(3) サブリース事業の場合は、次の書類を添付すること。

ア 事業収支決算書（様式第2号）

イ 箇所別報告書（サブリース）（様式第4号）

ウ 支払いが確認できる領収書の写し等

エ 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告は、補助事業の完了後1月以内の日又は補助事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定仕入控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	<p>中心市街地の空き家の利活用を推進する団体を育成するため、利活用のためにおこなう空き家の清掃や維持管理、転貸（サブリース）等の取組に対して支援を行う。</p>
2 補助事業者	<p>中心市街地の空き家の利活用に取り組む地域のまちづくり団体、市内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人</p>
3 補助対象経費	<p>(1) 利活用希望者の内覧等のために行う空き家の清掃や空き家の維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制等に要する消耗品費、材料費、廃棄物処分費、委託費等の経費</p> <p>(2) 空き家の転貸（サブリース）事業や所有する空き家の賃貸事業に取り組む場合に行う改修工事（母屋の改修工事に伴って実施する場合に限り、土蔵、倉庫、車庫等附帯建築物の改修工事を含む。）に要する次に掲げる経費</p> <p>① 給排水設備、空調設備、電気設備及び内外装改修工事費用（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電並びに造り付けではない家具や棚等に要する費用は除く。）</p> <p>② 補助事業者が自ら施工する場合、材料の購入費用</p> <p>③ 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な経費</p> <p>④ 設計等費用</p> <p>⑤ 家財道具等の撤去処分費用</p> <p>⑥ 外溝整備費用</p> <p>ただし、③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。</p>
4 補助率	<p>補助対象経費の3/4</p>
5 補助限度額	<p>(1) 20万円/団体</p> <p>ただし、清掃や維持管理等をおこなう空き家1戸につき5万円を限度とし、補助限度額内であれば事業を実施する空き家の戸数を制限しない。</p> <p>(2) 住宅の場合は90万円/戸。非住宅へ転用する場合は150万円/戸</p> <p>ただし、同一年度内に申請できる件数は、1団体当たり1戸とする。</p>
6 補助要件	<p>(1) 事業の対象となる空き家は次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。</p> <p>② 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。</p> <p>③ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。</p> <p>ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用は補助対象外。</p> <p>④ 補助事業者が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について</p>

	<p>て承諾を得たものであること。</p> <p>(2) 別表第3項第2号の費用を補助対象とする場合にあつては、補助事業者が既に転貸（サブリース）事業及び賃貸事業に取り組んでいる場合、事業を実施している戸数が3戸未満であること。</p> <p>(3) 国及び県、市の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）。</p>
--	---